

公的研究費等に関する不正防止計画

令和5年4月1日

第一薬科大学において、公的研究費の適正な運営・管理を行うため「第一薬科大学 公的研究費の管理監査体制に関する規程」第11条に基づき、次のとおり、不正防止計画を策定する。

常日頃から、公的研究費使用に係る不正を発生させる要因把握に努め、不正防止計画について点検・評価を行い、必要に応じ見直しを図る。

I 運営管理体制

①最高管理責任者:学長

本学における公的研究費の運営・管理について最終責任を負う。

②不正防止計画の推進を担当する者の指名

副学長・研究倫理委員会委員長・学部長・事務長・総務課長

II 不正防止計画

1 機関内の責任体系の明確化

不正を発生させる要因	要因の説明	対応する不正防止計画・実施状況
公的研究費の責任体系が不明確	公的研究費の責任体系に関する周知徹底不足から組織としての責任体系が曖昧になるおそれがある。	・「第一薬科大学科学研究費助成事業等取扱規程」を制定し、責任体系を明確にしている。

2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正を発生させる要因	要因の説明	対応する不正防止計画・実施状況
公的研究費の執行ルールが理解されていない。	執行ルールが遵守されない。	・各研究者に対し、執行に関する説明会等を実施し、執行ルール等について周知徹底を図る。
公的研究費に関わる関係者の意識不足	研究者が個人で獲得したものとの意識が強く、また公的資金であるとの意識が希薄である。	・説明会等を実施し、意識の向上等の周知徹底を図る。
コンプライアンスに対する意識不足	公的研究費の執行に当たり法令を遵守するという意識が欠如している。	・教職員に対し、行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を図る。 ・コンプライアンス教育と啓発活動を相互に補完する形で実施する。 ・不正使用を行った場合は、氏名を公表することを基本とし、厳正な処分を行う。

3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因	要因の説明	対応する不正防止計画・実施状況
不正防止計画を策定・実施したにもかかわらず、不正使用が発生する。	規則等を遵守するという意識が欠如している。	・不正事案の調査からあきらかになった不正発生の具体的な要因について、その再発防止策を検討し、不正防止計画に加える。

4 研究費の適正な運営・管理活動

不正を発生させる要因	要因の説明	対応する不正防止計画・実施状況
年度末に予算執行が集中する。	年度末に予算執行が集中し、研究計画通りの研究費の使用ができない。	・研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認を行うとともに、必要に応じ改善を求める。 ・特に執行率の悪い研究者に対しては、ヒアリングを行い、研究費の繰越し・返還等の指導を行う。
研究者自身による発注で業者との癒着が生じる。	業者との不正な取引が生じるおそれがある。	・検収は、検収担当者により納品書に記載されている事項と現物が整合するかを確認する。 ・特定の業者への発注が多い研究課題については、ヒアリングの実施を検討する。
出張終了後に手続が行われる。	出張目的との整合性や他の業務との重複が確認できない。	・出張手続は、必ず事前に行わせることとし、所属長を通じて注意喚起する。
カラ出張、水増し請求が発生する。	出張事実の認識不足により、出張旅費の水増しや架空請求のおそれがある。	・出張伺・出張復命書、航空券の領収書・半券・搭乗証明書、学会の予定表等旅行の事実を証明するものの提出を義務化する。

5 情報の伝達を確保する体制の確立

不正を発生させる要因	要因の説明	対応する不正防止計画・実施状況
研究者の公的研究費に対する理解が希薄である。	公的研究費の適正な使用に対する取組みへの理解度が希薄であることから、不正につながる恐れがある。	・学内説明会等で周知徹底を図る。 ・大学総務課は、研究費執行に係る相談窓口として、様々な問合せ等に対処している。
不正を知っても内部通報しない。	不正を知った者が通報することにより、不利益な取扱いを受けることを恐れ通報しない。	・内部通報した者に対して、不利益を生じないよう通報者の保護に努める。

6 モニタリングの在り方

不正を発生させる要因	要因の説明	対応する不正防止計画・実施状況
監査体制及び不正防止計画が厳格なものとなっていない。	研究費の細部に至る不正を確認できない恐れがある。	・監査体制及び不正防止計画が厳格なものかの点検・評価を行う。 ・学園本部として専門的な知識を有する者(公認会計士等)の活用を図る。

附則

- 1 この計画は、平成30年3月30日から施行する。
- 2 この計画は、令和3年4月1日から施行する。
- 3 この計画は、令和5年4月1日から施行する。